

自然由来特例区域間における土壌の有効利用に係る 東京都からの提案について

平成28年4月8日

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

自然由来基準不適合土壌の取扱い

自然由来による基準不適合土壌については、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討するとしており、平成27年度環境省検討業務により検討を進めた（※東京都に参画いただいている。）。

今後の土壌汚染対策の在り方について、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討することとされ、平成28年3月に第1回小委員会が開催されたところ。引き続き、中央環境審議会における検討が進められる予定である（※東京都に参画いただいている。）。

1. 現在の状況

- 自然由来による基準不適合土壌については、自然由来特例区域として102件の指定が行われており、専ら自然由来であることが都道府県により確認されている。
- この基準不適合土壌については、濃度が比較的低くかつ地質的に同様な状態で広く存在しており、また土地所有者が汚染原因者ではないにもかかわらず、**人為由来と同様に汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、人の健康リスクに応じた必要最小限の規制とすべきであるという指摘がある。**
- また、自然由来基準不適合土壌については、現場での管理や活用を推進することにより、これらの土壌を運搬・処理する際や、代わりに埋め立てる購入土の掘削時に発生する環境負荷の低減を図ることはできないかという意見がある。また、**同一事業で発生する基準不適合土壌については、法対象と法対象外で取扱いが異なっており一元的に現場で効率的な利用ができず、また法対象の基準不適合土壌については、区域指定された区域外への搬出が制限されており、区域外での仮置きができないという指摘がある。**
- 一方で、**自然由来であっても溶出量基準不適合の場合、たとえば砒素やふっ素について約2割の地点で地下水の環境基準不適合となっている。**

<区域指定数> (平成28年2月1日現在)

区域分類	指定件数
要措置区域	153
形質変更時要届出区域	1410
自然由来特例区域	102
うち一部自然由来特例区域	12

<自然由来で指定基準不適合となっている土地を調査した結果、地下水の環境基準不適合であった割合> (平成28年2月1日現在)

物質	砒素	ふっ素	ほう素
自然由来と判断し、地下水調査を実施した件数	35	19	1
地下水基準が基準不適合であった件数	9	5	1
地下水調査実施件数中基準不適合割合	26%	26%	100%

2. 検討の方向性

- 自然由来による基準不適合土壌について有効活用ができるような仕組みを設けるべきではないか。
⇒自然由来による基準不適合土壌を必ずしも汚染土壌処理施設で処理せず、一定の管理下で有効活用できないか。
⇒**同一地層かつ同様の汚染状態である自然由来特例区域間における土壌の移動を可能にしてはどうか。**

東京都の追加規制緩和要望への提案への考え方

中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会においては、今後、自治体や産業界等土壌制度関係者のヒアリングを踏まえつつ、今後の土壌汚染対策の在り方について、平成28年内の答申の取りまとめを目指して審議が行われる予定。中央環境審議会の答申を踏まえ、必要な措置を講じる予定。



今回の提案は、検討中の自然由来基準不適合土壌の取扱いに係るものであり、**全国的措置の可能性について、今後の中央環境審議会の審議を踏まえ、必要な措置を講じることとしている。**